

仕 様 書

1 件 名

電波利用環境保護に関するポスター及びリーフレットの発送請負

2 履行期間

- (1) 梱包及び発送 契約日から令和8年8月21日(金)まで
- (2) 完了報告 令和8年8月31日(月)まで

3 履行場所

仙台市青葉区本町3-2-23

東北総合通信局電波監理部電波利用環境課(以下「所管課」という)

4 請負事項

所管課が支給する送付先リスト(別紙1送付先データ・700ヶ所及び必要部数)に従い、送付先ごとに添え状、ポスター及びリーフレットを必要部数梱包し、発送すること。

(1) 梱包及び発送

- ア あらかじめ所管課が保管する梱包物[添え状、ポスター(B2判)、リーフレット(A4判、三つ折済)]、送付用梱包資材(組立箱筒、ポリチューブ)、送付先データ(別紙1:エクセル形式の電子データ形式)の支給を受け取ること。その際の必要経費については請負者が負担すること。
- イ 必要に応じて梱包資材を組み立て、送付先ごとに必要部数を整え、ポスターは折らずに丸めて梱包し、リーフレット、添え状を同封し、差出人は所管課名義として送付すること。なお、ポスターとリーフレットのサイズが異なることから、送付先の必要部数によっては、ポスターとリーフレットを分けて梱包し、できるだけ送付費用を低く抑えて効率的に発送すること。
- ウ 添え状は信書に該当することから、信書便事業者を利用して発送し、発送料金は請負者が負担すること。
- エ 発送後は、送付先データと運送伝票等で発送日時を確認できる書類を作成すること。

(2) 完了報告

請負者は請負終了後、上記(1)エの書類と運送伝票等のコピーを添えた完了届(様式適宜)を所管課あて提出し、確認を受けること。

5 その他

- (1) 請負者は、本契約の履行に当たり、別途法令等の定めがある事項については、これらを遵守するとともに、完了報告後速やかに送付データを廃棄すること。
- (2) 本仕様書に明記のない事項、又は疑義が発生した場合は、所管課と協議しその指示に従うこと。